

株 主 各 位

証券コード 6894  
2025年5月30日  
(電子提供措置の開始日2025年5月27日)

静岡県浜松市浜名区細江町中川7000番地の35

## パルスティック工業株式会社

代表取締役社長 青野嘉幸

### 第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第56回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

([https://www.pulstec.co.jp/ir/library/shareholder\\_meeting/](https://www.pulstec.co.jp/ir/library/shareholder_meeting/))



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後5時30分までに必着にてご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午後2時

2. 場 所 静岡県浜松市浜名区細江町中川7000番地の35

当社 本社 4階会議室

末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

### 3. 会議の目的事項

報 告 事 項 1. 第56期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第56期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

計算書類報告の件

### 決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  3. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名を代理人として委任する場合に限られます。なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
  4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
  5. 株主の皆様に当社をより深くご理解いただくため、本株主総会終了後に製品説明会を開催する予定です。株主総会と併せてご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

([https://www.pulstec.co.jp/ir/library/shareholder\\_meeting/](https://www.pulstec.co.jp/ir/library/shareholder_meeting/))

# 事業報告

---

( 2024年4月1日から )  
( 2025年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や個人所得環境の改善、インバウンド需要の増加などにより回復傾向となりましたが、インフレの進行によつて実質賃金の伸びは抑えられ、原材料やエネルギー価格の高騰、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の悪化に伴う地政学リスクの高止まり、中国経済の鈍化、米国の政権交代に伴う政策リスクなど、予断を許さない状況で推移いたしました。

当業界におきましては、設備投資意欲は引き続き旺盛であり、引合い案件も増加傾向となりましたが、米国や中国経済の先行き不透明な状況も継続しており、設備投資に慎重な企業も散見されるなど、引き続き厳しい環境下で推移いたしました。

このような状況のなかで当社グループは、X線残留応力測定装置の新製品の販促強化、国内外の展示会や学会等への積極的な出展、ウェビナーの継続開催など、新規顧客の獲得や既存顧客への深耕営業に注力いたしました。

以上の結果、売上高は24億86百万円（前年同期比4.8%減）、営業利益は3億36百万円（前年同期比6.2%減）、経常利益は3億53百万円（前年同期比8.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は法人税等調整額△1億2百万円（△は益）の計上により3億55百万円（前年同期比8.9%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

#### (X線残留応力測定装置関連)

既存製品、新製品ともに前年実績を上回る受注獲得となりましたが、大型案件の受注が第3四半期に集中し来期の売上計上となることから、売上高は8億39百万円（前年同期比5.8%減）、セグメント利益は3億63百万円（前年同期比5.5%減）となりました。

#### (ヘルスケア装置関連)

半導体等の部品入手難は解消され受託生産は計画どおり推移いたしましたが、当期の売上計上を予定していた受託開発の一部が来期に先送りされたことから、売上高は7億11百万円（前年同期比21.1%減）、セグメント利益は40百万円（前年同期比7.1%減）となりました。

### (光応用・特殊機器装置関連)

主要顧客からの引合いは引き続き好調を維持しており、受託製品の生産や納品も概ね良好に推移したことから、売上高は9億35百万円（前年同期比14.2%増）となりましたが、クリーンルーム関連の減価償却費を計上したことにより、セグメント利益は2億58百万円（前年同期比0.1%減）となりました。

なお、既設クリーンルームの全面改修工事につきましては、2025年3月に完了し稼働を開始いたしました。

### (2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した主な設備投資は、クリーンルームの新設及び改修工事等で、設備投資額は4億12百万円となりました。

なお、資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

### (3) 対処すべき課題

雇用情勢や個人所得環境は改善傾向であるものの、物価上昇により実質賃金の伸びは抑えられ、ウクライナ侵攻や中東情勢の悪化などの地政学リスク、原材料やエネルギー価格の高騰、米国の関税政策による国際貿易への影響など、様々な課題が山積しており、先行きの見通しが極めて困難な経済環境で推移するものと思われます。

このような状況のなかで当社グループは、厳しい経営環境下においても常に収益を確保できる柔軟な経営基盤の構築に主眼を置き、X線残留応力測定装置関連、ヘルスケア装置関連、光応用・特殊機器装置関連を事業の柱として、さらなる事業の拡大発展に向けて、次の経営課題に取組んでまいります。

#### ① 製品セグメント別の重点課題

##### X線残留応力測定装置関連

- ・ $\mu$ -X 3 6 0 Jを中心とした新製品の販売強化
- ・海外子会社及び国内外の商社・代理店の有効活用による販路の拡大
- ・WE Bを活用したセミナーや販促活動の充実強化
- ・既存顧客へのサポート体制の整備及び保守メンテナンスの拡充
- ・X線関連製品の開発及び製品ラインナップの拡充

##### ヘルスケア装置関連

- ・受託開発完了後の生産性向上及び原価低減並びに品質管理の体制強化
- ・新規顧客の開拓による安定基盤の構築
- ・事業規模拡大に伴う人的リソースの確保

##### 光応用・特殊機器装置関連

- ・主要顧客との半導体製造装置関連事業のさらなる拡大
- ・高付加価値でリピート性の高い専用検査装置の受注確保及び原価低減
- ・設計、製造業務委託先の開拓と連携強化

② 新製品・新規事業の早期創出

当社の技術、強みを活かし独自技術を研鑽するとともに、高付加価値製品の開発と新規事業の早期創出に注力してまいります。

③ 仕入先や外注加工先との連携強化

既存の調達先との良好な関係を維持するとともに、新たな調達先の開拓に一層注力することにより、さらなる原価低減、品質向上、納期短縮に努めてまいります。

④ 人材の採用と育成

将来性のある新規学卒者と即戦力となる中途採用を強化するとともに、年齢構成バランスの最適化に努めてまいります。

また、給与制度や教育制度等の見直しを行い、誰もが活躍できる職場づくりに一層注力してまいります。

⑤ 大規模災害に備えたB C P対策

中核となる事業の継続や早期復旧のために、避難訓練及び安全対策並びに各種保全対策等の実施や緊急時における事業継続のための方法、手段などについて策定してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	期 別	第 53 期 (2022年3月期)	第 54 期 (2023年3月期)	第 55 期 (2024年3月期)	第 56 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)		2,445	2,448	2,612	2,486
経 常 利 益 (百万円)		351	332	386	353
親会社株主に帰属する (百万円)		340	242	327	355
当期純利益					
1 株当たり当期純利益		248円75銭	177円53銭	238円99銭	260円19銭
総 資 産 (百万円)		4,647	4,519	5,182	5,029
純 資 産 (百万円)		3,273	3,417	3,674	3,863
1 株当たり純資産額		2,392円34銭	2,497円84銭	2,685円76銭	2,823円85銭

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Pulstec USA, Inc.	450千米ドル	100%	X線残留応力測定装置の販売及び保守

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (6) 主要な事業内容

セグメント名	主 要 な 事 業 内 容
X線残留応力測定装置関連	X線残留応力測定装置の製造及び販売
ヘルスケア装置関連	医療機器関連の受託開発及び受託製造
光応用・特殊機器装置関連	顧客仕様に基づく専用機器・装置の製造及び販売

## (7) 主要な営業所及び工場

### ① 当社

名 称	所 在 地
本社工場	静岡県浜松市浜名区
東京営業所	東京都品川区

### ② 子会社

名 称	所 在 地
Pulstec USA, Inc.	米国

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
124名	4名減

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託21名、パートタイム8名は含まれておりません。

### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数	前 事 業 年 度 末 比
123名	45.3才	21.8年	4名減

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託21名、パートタイム8名は含まれておりません。

(9) 主要な借入先

借入金	借入金残高（百万円）
浜松磐田信用金庫	3
株式会社静岡銀行	0

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,200,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,368,156株（自己株式 25,303株を除く。）  
(3) 株 主 数 1,662名  
(4) 大 株 主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
坪井邦夫	126,700	9.26
伊藤克己	115,073	8.41
後藤修二	41,500	3.03
坪井啓明	37,000	2.70
鈴木幸博	36,240	2.65
新東工業株式会社	36,100	2.64
竹内正規	33,500	2.45
安田哲雄	28,200	2.06
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	25,200	1.84
坪井進明	25,000	1.83

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

2025年3月31日現在

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	鈴木 幸博	営業担当	Pulstec USA, Inc. 代表取締役社長
代表取締役社長	青野 嘉幸		
取 締 役	工藤 孝史	管理部長及び I R 担当	
取 締 役	西島 直樹	技術部長	
取 締 役	高貝 亮		浜松綜合法律事務所代表
常勤監査役	鈴木 茂利		
監 査 役	片田 直樹		片田会計事務所代表
監 査 役	岡本 英次		はままつ共同法律事務所弁護士

- (注) 1. 高貝亮氏は、社外取締役であります。また、同氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
2. 片田直樹氏及び岡本英次氏は、社外監査役であります。また、両氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
3. 取締役高貝亮氏が代表である浜松綜合法律事務所、監査役片田直樹氏が代表である片田会計事務所及び監査役岡本英次氏が属するはままつ共同法律事務所と当社の間には、特別の関係はありません。
4. 監査役片田直樹氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役岡本英次氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2024年6月21日開催の第55回定期株主総会において、鈴木茂利氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
7. 2025年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	地位、担当及び重要な兼職	
	変 更 前	変 更 後
鈴木 幸博	代表取締役会長及び営業担当 兼 Pulstec USA, Inc. 代表取締役社長	代表取締役会長及び営業担当
青野 嘉幸	代表取締役社長	代表取締役社長兼 Pulstec USA, Inc. 代表取締役社長
西島 直樹	取締役技術部長	取締役技術本部長

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役及び連結子会社の役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

(イ)当社の企業理念の下、様々な利害関係者と持続的かつ安定的な成長を図る上で、適切な利益を共有する報酬制度とする。

(ロ)各々の役員が担う役割、責任及び成果に応じた報酬制度とする。

(ハ)当社の経営環境や業績の状況を反映した報酬制度とする。

(ニ)社会情勢及び役員報酬等の調査データを踏まえ、報酬体系、報酬水準の改訂を適切に行い、競争力のある報酬制度とする。

(ホ)過度なリスクテイクを抑制しつつ、短期のみならず中期・長期的な業績向上並びに企業価値向上に資する報酬制度とする。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ報酬等に関する諸規定に基づき作成した報酬案を取締役会に諮り、報酬案に対する独立社外役員の意見を十分に尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2002年6月27日開催の第33回定時株主総会において年額2億円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名です。

監査役の報酬限度額は、1996年6月24日開催の第27回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	業績連動 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	95,240 (1,440)	81,840 (1,440)	13,400 (-)	-	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10,680 (1,680)	10,680 (1,680)	-	-	4 (2)

(5) 社外役員に関する事項

主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	高貝亮	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、弁護士の見地から経営課題に対する適切な監督や助言等を適宜行っております。
監査役	片田直樹	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また、監査役会5回の全てに出席し、公認会計士の見地から発言を行っております。
監査役	岡本英次	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、監査役会5回の全てに出席し、弁護士の見地から発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ときわ監査法人

(2) 報酬等の額

- |  |          |
|--|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額                          | 15,500千円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,500千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項・第2項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会において、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の独立性、職務執行の状況などを勘案し、再任・不再任を決定する方針であります。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 管理部は、コンプライアンス体制に関する規程を整備し、取締役が法令、定款及び当社グループの経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、取締役に対して教育等を行う。

(ロ) 上述の活動概要は、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

(ハ) ビジネス・コンダクト・ガイドラインを見直し、社員の倫理基準をより明確にする。

(ニ) 管理部は、コンプライアンスに関する教育計画を策定し、実施する。

(ホ) 内部監査室は、必要に応じて監査チームを編成し、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。

(ヘ) 管理部は、コンプライアンスについて、電子メールによって自由に通報や相談ができる仕組みを作る。

(ト) 管理部、内部監査室及び監査役は、それぞれ連携して全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査及び検討する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(イ) 文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・経営会議議事録
- ・税務署その他官公庁、証券取引所、業界団体等に提出した書類の写し
- ・その他文書管理規程に定める文書

(ロ) 上記文書の保管場所及び保管方法は、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、2営業日以内に本社において閲覧が可能な場所及び方法とする。

(ハ) 上記文書の保管期間は、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程に各文書の種類ごとに定めるところによる。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ)リスク管理を体系的に規定するリスク管理規程を定める。
- (ロ)特定の担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として指名するとともに、管理部を統括責任部署とする。
- (ハ)管理部は、リスク管理規程に基づいて予め具体的なリスクを想定または分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- (ニ)内部監査室は、必要に応じて監査チームを編成し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
- (ホ)統括責任者は、定期的に上記のリスク管理体制整備の進捗状況を確認するとともに、リスク管理に関する事項を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ)経営の迅速化と効率化を図るため、機能別組織の責任者を取締役とする。技術部を統括管理する取締役、営業部を統括管理する取締役、管理部を統括管理する取締役をそれぞれ配置することにより、取締役会で意思決定した事項を迅速に実施できる体制とする。
- (ロ)取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を指示しその状況を監督する。
- (ハ)「職務分掌規程」「職務権限規程」に基づいた業務の執行を行う。
- (ニ)月次で開催する経営会議において、業務執行に関する経営課題を実務的な観点から協議する。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (イ)当社グループとしての企業行動指針を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念を統一する。
- (ロ)管理部は、子会社の業務執行状況及び会計処理等について総括的な指導と管理を行う。
- (ハ)当社グループ内の通報制度を整備し、当社グループ内の役職員から当社の管理部への直接通報を可能にする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ)監査役は、内部監査室に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (ロ)監査役の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならない。
- (ハ)監査役の補助者には、必要な調査権限・情報収集権限を付与する。

- ⑦ 取締役、その他使用者及び子会社の取締役、監査役、使用者等が監査役に報告するための体制並びに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ)当社並びに子会社から成る当社グループの取締役、監査役、使用者等は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他重要事項を監査役に報告する。
- (ロ)内部通報制度による通報内容は、監査役に報告する。
- (ハ)監査役に報告したことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう保護する。
- ⑧ 監査役の監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い、償還及び他の監査費用等の処理を求めたときは、管理部において速やかに処理する。
- ⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ)監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。
- (ロ)監査役が実施した監査内容は、監査職務執行報告書にまとめ、取締役会及び監査役会に提出する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (イ)経理規程並びに関連規程について、必要に応じて見直しを行う。
- (ロ)内部監査室は、財務報告の信頼性が確保されているかを評価するため、定期的に内部統制システムの監査を行い、必要に応じて是正勧告を行う。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- (イ)当社グループは、市民及び地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固とした姿勢で対応するとともに、一切の係わりをもたないことを基本とする。
- (ロ)反社会的勢力から何らかの働き掛けがあった場合は、管理部長に情報を集約し、組織にて対応する。また、静岡県警を母体とした「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、当局や近隣の企業と連携することにより、反社会的勢力の動向に関するタイムリーな情報を入手するとともに、具体的な防衛手段の構築に努めるものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会で決議した内部統制システム構築の基本方針に基づき、各責任者及び関係部署において関連諸規程を整備するとともに、諸制度の制定及び運用など、全社を挙げて取組んでおります。

内部統制システムの運用状況について、重要な不備がないか當時モニタリングを行うとともに、年度計画に基づく内部監査を実施し、結果及び経過については月次で開催される経営会議において報告しております。

内部統制システムの重要性とコンプライアンスに関する意識付け、リスク管理に関する教育訓練については、管理部及び内部監査室が中心となって実施しております。

監査役は、年度監査計画に基づき、代表取締役社長及び会計監査人との意見交換を定期的に実施するとともに、内部監査室が行う内部統制システム全般の整備・運用状況に関する内部監査の結果及び是正処置の内容について確認しております。

また、当社は、反社会的勢力に対抗するため、「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、警察当局や加盟企業との連携強化及び情報収集を行っております。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、業績に応じて安定的な配当を継続して行うとともに、内部留保資金は、事業のさらなる拡大・発展を図るため、新規事業の創出、新製品・新技術の開発、生産・研究開発用設備、人材の確保・育成等に充当することを基本方針としております。また、配当性向の目安を30%として業績に応じた利益還元を行うこととしております。

当期の剰余金の配当につきましては、基本方針に基づき経営環境等を総合的に勘案し、普通配当80円に特別配当30円を加算し、1株につき110円とさせていただきます。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,609,341	流 動 負 債	736,323
現 金 及 び 預 金	1,952,139	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	38,462
受 取 手 形	253,473	電 子 記 録 債 務	95,876
売 掛 金	604,826	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	3,740
仕 掛 品	407,103	未 払 法 人 税 等	30,633
原 材 料 及 び 貯 藏 品	366,645	契 約 負 債	97,718
そ の 他	25,153	賞 与 引 当 金	138,369
		そ の 他	331,522
固 定 資 産	1,420,421	固 定 負 債	429,970
有 形 固 定 資 産	951,415	退 職 給 付 に 係 る 負 債	429,970
建 物 及 び 構 築 物	616,543	負 債 合 計	1,166,293
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	72,637		
工 具、器 具 及 び 備 品	42,194	(純 資 産 の 部)	
土 地	196,055	株 主 資 本	3,827,786
建 設 仮 勘 定	23,983	資 本 金	1,491,375
無 形 固 定 資 産	1,533	資 本 剰 余 金	929,795
投 資 そ の 他 の 資 産	467,473	利 益 剰 余 金	1,573,191
投 資 有 価 証 券	61,913	自 己 株 式	△166,575
繰 延 稅 金 資 産	208,962	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	35,682
そ の 他	196,597	そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金	14,648
		為 替 換 算 調 整 勘 定	21,034
		純 資 産 合 計	3,863,469
資 产 合 計	5,029,762	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,029,762

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書  
 ( 2024年4月1日から  
 2025年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,486,548
売 上 原 価	1,542,626
売 上 総 利 益	943,921
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	607,771
営 業 利 益	336,149
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10,139
売 電 収 入	11,865
そ の 他	3,537
営 業 外 費 用	25,542
支 払 利 息	111
為 替 差 損	2,762
売 電 費 用	5,278
経 常 利 益	353,539
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	14,027
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	339,512
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	85,915
法 人 税 等 調 整 額	△102,385
当 期 純 利 益	△16,470
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	355,982
	355,982

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2024年4月1日から )  
( 2025年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	1,491,375	929,795	1,367,716	△166,397	3,622,490
当期変動額					
剩 余 金 の 配 当			△150,508		△150,508
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			355,982		355,982
自己株式の取得				△177	△177
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	205,474	△177	205,296
当期末残高	1,491,375	929,795	1,573,191	△166,575	3,827,786

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	30,169	22,155	52,325	3,674,815
当期変動額				
剩 余 金 の 配 当				△150,508
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				355,982
自己株式の取得				△177
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△15,521	△1,121	△16,642	△16,642
当期変動額合計	△15,521	△1,121	△16,642	188,653
当期末残高	14,648	21,034	35,682	3,863,469

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1 社  
連結子会社の名称 Pulstec USA, Inc.

#### (2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等 総平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～38年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～15年

自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

##### ③ リース資産

— 18 —

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

- ① 企業の主要な事業における  
主な履行義務の内容

X線残留応力測定装置の製造及び販売、医療機器関連の受託開発及び受託製造、顧客仕様に基づく専用機器・装置の製造及び販売等をしております。

- ② 企業が当該履行義務に関する  
収益を認識する通常の時点

主として顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたものと判断しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理の  
方法

退職給付債務は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。

- ② 外貨建の資産及び負債の  
本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	865千円
機械装置及び運搬具	27,946
土地	47,320
計	76,132千円
1年内返済予定の長期借入金	3,740千円
計	3,740千円

担保に係る債務

2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,421,695千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 1,393,459株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	150,508,380	110.00	2024年3月31日	2024年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額(円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	150,497,160	110.00	2025年3月31日	2025年6月23日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電子応用機器の製造販売事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金を調達(主に銀行借入)しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に営業活動に係る資金の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、1年以内であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、為替相場の状況により、半年を限度として、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行う方針しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	49,713	49,713	—
資　　産　　計	49,713	49,713	—
長期借入金	3,740	3,736	△3
負　　債　　計	3,740	3,736	△3

(注1) 有価証券に関する事項

投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	20,593	4,076	16,517
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
小　　計		20,593	4,076	16,517
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	29,120	29,695	△575
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
小　　計		29,120	29,695	△575
合　　計		49,713	33,771	15,941

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	12,200

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内
長期借入金	3,740

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	49,713	—	—	49,713
資産計	49,713	—	—	49,713

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,736	—	3,736
負債計	—	3,736	—	3,736

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	X線残留応力 測定装置関連	ヘルスケア 装置関連	光応用・特殊 機器装置関連	
売上高				
一時点で移転される財及びサービス	836,908	700,379	677,378	2,214,666
一定の期間にわたり移転されるサービス	2,548	10,800	258,533	271,882
顧客との契約から生じる収益	839,457	711,179	935,911	2,486,548
外部顧客への売上高	839,457	711,179	935,911	2,486,548

## 2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

## 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	974,333
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	858,299
契約負債（期首残高）	70,033
契約負債（期末残高）	97,718

契約負債は、主に製品の引き渡し時点に収益を認識する販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った製品代金の一部の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,693千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が27,684千円増加した主な理由は、X線残留応力測定装置関連における製品代金の前受金であり、これにより19,408千円増加しております。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

## (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,823円85銭
- 1株当たり当期純利益 260円19銭

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

パルスティック工業株式会社

取締役会 御中

ときわ監査法人

静岡県浜松市

代表社員 公認会計士 藤田 将司  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 佐藤 豪  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パルスティック工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パルスティック工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	3,506,793	流動負債	713,602
現金及び預金	1,858,175	電子記録債務	95,876
受取手形	253,473	買掛金	38,462
売掛金	599,544	1年内返済予定の長期借入金	3,740
仕掛品	407,103	未 払 金	211,562
原材料及び貯蔵品	366,370	未 払 法 人 税 等	30,633
その他の	22,125	賞与引当金	138,369
固定資産	1,468,618	その他の	194,956
有形固定資産	949,124	固定負債	429,970
建物及び構築物	616,543	退職給付引当金	429,970
機械及び装置	72,637	負債合計	1,143,572
工具、器具及び備品	39,903	(純)資産の部	
土地	196,055	株主資本	3,817,189
建設仮勘定	23,983	資本金	1,491,375
その他の	0	資本剰余金	929,795
無形固定資産	1,533	資本準備金	929,795
投資その他の資産	517,960	利益剰余金	1,562,594
投資有価証券	61,913	その他利益剰余金	1,562,594
関係会社株式	53,292	繰越利益剰余金	1,562,594
長期預け金	124,535	自己株式	△166,575
繰延税金資産	206,283	評価・換算差額等	14,648
その他の	71,935	その他有価証券評価差額金	14,648
資産合計	4,975,411	純資産合計	3,831,838
		負債・純資産合計	4,975,411

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書  
 ( 2024年4月1日から  
 2025年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,460,271
売 上 原 価	1,542,055
売 上 総 利 益	918,216
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	575,752
営 業 利 益	342,463
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,609
売 電 収 入	11,865
そ の 他	3,537
	23,012
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	111
為 替 差 損	2,962
売 電 費 用	5,278
	8,352
経 常 利 益	357,123
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	14,027
税 引 前 当 期 純 利 益	343,096
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	85,915
法 人 税 等 調 整 額	△102,757
当 期 純 利 益	△16,842
	359,938

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書  
 ( 2024年4月1日から )  
 ( 2025年3月31日まで )

(単位 : 千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金
		資本準備金	その他利益剰余金
			繙越利益剰余金
当期首残高	1,491,375	929,795	1,353,164
当期変動額			
剩 余 金 の 配 当			△150,508
当 期 純 利 益			359,938
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	209,429
当期末残高	1,491,375	929,795	1,562,594

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 產 合 計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△166,397	3,607,937	30,169	3,638,107
当期変動額				
剩 余 金 の 配 当		△150,508		△150,508
当 期 純 利 益		359,938		359,938
自 己 株 式 の 取 得	△177	△177		△177
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△15,521	△15,521
当期変動額合計	△177	209,252	△15,521	193,730
当期末残高	△166,575	3,817,189	14,648	3,831,838

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

時価法

以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～38年

機械及び装置 2～17年

工具、器具及び備品 2～15年

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、退職給付債務は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

- (1) 企業の主要な事業における  
主な履行義務の内容

X線残留応力測定装置の製造及び販売、医療機器関連の受託開発及び受託製造、顧客仕様に基づく専用機器・装置の製造及び販売等をしております。

- (2) 企業が当該履行義務に関する  
収益を認識する通常の時点

主として顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたものと判断しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

##### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	建物及び構築物	865千円
	機械及び装置	27, 946
	土地	47, 320
	計	76, 132千円
担保資産に係る債務	1年内返済予定の長期借入金	3, 740千円
	計	3, 740千円

##### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

1, 394, 761千円

#### (損益計算書に関する注記)

##### 1. 関係会社との取引高

売上高	27, 029千円
販売費及び一般管理費	159

##### 2. 棚卸資産の収益性の低下による期末簿価切下額

△9, 482千円

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

##### 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

25, 303株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産

棚卸資産評価損	19,409千円
賞与引当金	41,317
退職給付引当金	132,258
減損損失	22,186
その他	22,565
繰延税金資産小計	237,737千円
評価性引当額	△30,160
繰延税金資産合計	207,577千円
繰延税金負債の発生の主な原因	
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,293千円
繰延税金負債合計	1,293千円
繰延税金資産純額	206,283千円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額
2. 1株当たり当期純利益

2,800円73銭  
263円08銭

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

パルスティック工業株式会社

取締役会 御中

#### ときわ監査法人

静岡県浜松市

代表社員 公認会計士 藤田 将司  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 佐藤 豪  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パルスティック工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び業務執行責任者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

パルステック工業株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木茂利 ㊞

社外監査役 片田直樹 ㊞

社外監査役 岡本英次 ㊞

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、業績に応じて安定的な配当を継続して行うとともに、内部留保資金は、事業のさらなる拡大・発展を図るため、新規事業の創出、新製品・新技術の開発、生産・研究開発用設備、人材の確保・育成等に充当することを基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、当期の堅調な業績を勘案した特別配当を加算し、以下のとおり実施したいと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき110円

(うち、普通配当80円・特別配当30円)

総額 150,497,160円

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月23日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定を行うことができるよう1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略　　歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)		所有する 当社の株式数
①	あおの　よしゆき 青野　嘉幸 (1970年5月16日生)	1998年8月	当社入社	
		2009年4月	当社光ディスクカテゴリーオーナー	
		2010年4月	当社第1技術部長	
		2011年11月	当社技術部長	
		2012年6月	当社取締役技術部長	
		2018年4月	当社取締役営業部長	
		2023年4月	当社取締役第1技術部長	
		2024年4月	当社代表取締役社長就任（現任）	
		2025年4月	Pulstec USA, Inc. 代表取締役社長就任（現任）	
		(選任の理由) 技術部門及び営業部門の部門長を歴任し、豊富な知識と経験を有しており、2024年に当社代表取締役社長に就任して以来、持続的な成長を実現するための諸施策を推進しておりますので、引き続き、当社取締役として適任であると判断しております。		
②	くどうたかし 工藤孝史 (1975年1月13日生)	1997年4月	当社入社	
		2011年11月	当社経営管理部長	
		2012年4月	当社管理部長	
		2017年6月	当社取締役管理部長及びIR担当就任（現任）	8,000株
		(選任の理由) 経営企画、総務、経理、資材、購買部門を統括する部門長として、豊富な知識と経験を有しております。経営の合理化、財務の健全化、体质改善などの施策を実施し着実に成果を上げるとともに、人材の採用や育成、組織の活性化、購買部門の改革などの重要課題に取組んでおりますので、引き続き、当社取締役に適任であると判断しております。		
③	にしじまなおき 西島直樹 (1968年12月22日生)	1992年9月	当社入社	
		2017年4月	当社事業推進室長	
		2023年4月	当社第2技術部長	
		2024年4月	当社取締役技術部長	
		2025年4月	当社取締役技術本部長就任（現任）	1,500株
		(選任の理由) 主に技術、研究開発部門に携わり、新規事業推進部門の部門長を歴任し、ヘルスケア装置関連や光応用・特殊機器装置関連の事業拡大や新規事業創出に関する豊富な知識と経験を有しております。現在は、各技術部門を統括する技術本部長として、品質向上や生産性の向上を指揮するとともに、既存顧客との関係強化や新規顧客の開拓に取組んでおりますので、引き続き、当社取締役に適任であると判断しております。		

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略　歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)	所　有　す　る 当社の株式数
	※岡本英次 (1983年4月20日生)	2009年12月 弁護士登録 2009年12月 浜松綜合法律事務所入所 2012年12月 はままつ共同法律事務所入所（現任） 2016年6月 当社監査役就任（現任）	500株
④ (選任の理由及び期待される役割等) 弁護士としての豊富な経験と見識を有し、客観的視点から業務執行状況の監督を行うことについて適任であり、9年間当社の社外監査役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。社外監査役以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 上記各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 岡本英次氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。なお、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 岡本英次氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低限度額としており、同氏が社外取締役に選任された場合には、同氏との間で、社外取締役として新たに契約を締結する予定であります。
5. 岡本英次氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって9年であります。
6. 岡本英次氏は、当社の親会社等ではなく、また、過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 岡本英次氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去10年に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
8. 岡本英次氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けたこともあります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
ね ぎ たか ひさ 根 木 孝 久 (1986年6月14日生)	2013年12月 弁護士登録 2013年12月 酒井英人法律事務所入所（現酒井・根木法律事務所） 2022年4月 酒井・根木法律事務所代表就任（現任）	一株

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。また、候補者が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 候補者は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、客観的視点で、独立性をもって経営の監視をしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことではありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
4. 候補者は、当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
5. 候補者は、当社の親会社等ではなく、また、過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
6. 候補者は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
7. 候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていることもあります。
8. 候補者が社外監査役に就任した場合、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

### ●会場

静岡県浜松市浜名区細江町中川7000番地の35

当社 本社 4階会議室

電話 (053) 522-3611 (代表)

### ●交通

#### 〈自動車〉

- ・JR東海道本線「浜松駅」からタクシー（自動車）で約45分

- ・東名高速道路「浜松西IC」、「三方原スマートIC」から約20分

#### 〈バ ス〉

- ・JR東海道本線「浜松駅」バスター・ミナル⑯番のりばから遠州鉄道バス（43根洗・聖隸三方原病院行、43根洗・金指・気賀行、45市役所・奥山行）で約45分（バス停『根洗』で下車後徒歩約20分）

